

第2期木津川市子ども・子育て支援事業計画の中間見直しについて

1. 第2期木津川市子ども・子育て支援事業計画について

- 本計画は、子ども・子育て支援法に基づく市町村計画（令和2年3月策定）
- 就学前の子どもの教育・保育の総合的な提供をはじめ、各種子育て支援施策などを定めている。
- 計画期間：令和2年度～6年度の5年間

2. 見直し方法について

(1)実績値の把握

計画において設定した提供区域ごとに、教育・保育給付認定区分ごとの子どもの令和3年4月1日時点における実績値に基づくこととする。

※表1 教育・保育給付認定区分

認定区分	対 象	利用施設
1号認定	満3歳以上で、幼稚園等での「教育」を希望する子ども	幼稚園・認定こども園
2号認定	満3歳以上で、保護者の就労等により保育の必要性の事由に該当し、保育を必要とする子ども	保育所・認定こども園
3号認定	満3歳未満で、保護者の就労等により保育の必要性の事由に該当し、保育を必要とする子ども	保育所・認定こども園・地域型保育

(2)「実績値」と「量の見込み」との比較

「実績値」と計画における「量の見込み」（必要利用定員総数）と比較し、10%以上の乖離がある場合は、原則として見直しが必要と判断し、要因分析及びそれに基づく見直し作業を行うこととする。

※表2 計画における「量の見込み」

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1号認定	918	882	836	848	876
2号認定	1,418	1,389	1,347	1,399	1,470
3号認定	920	966	1,011	1,005	998

(3)留意事項

令和3年4月1日時点の「実績値」については、新型コロナウイルス感染症の影響に十分留意する必要がある。

3. 量の見込みと実績値の比較

(1) 令和3年度の比較

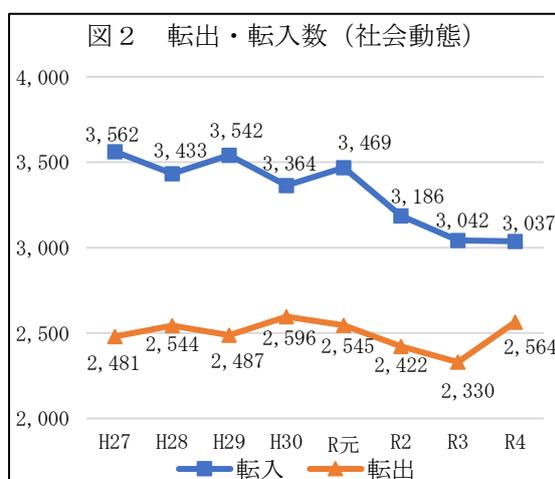
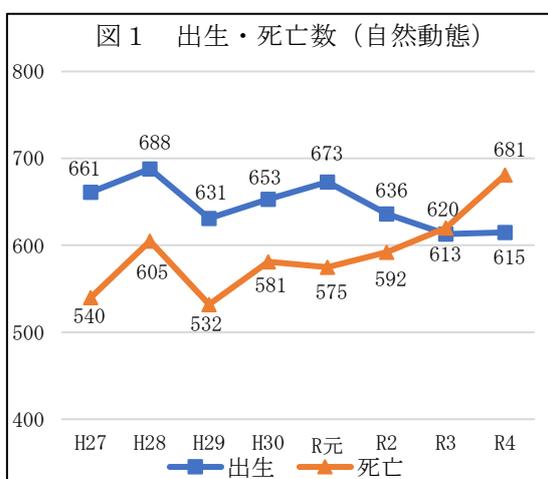
※表3 「量の見込み」と「実績」

	(参考) 令和2年度			令和3年度		
	見込	実績	実績/見込	見込	実績	実績/見込
1号認定	918	1,004	109.37%	882	959	108.73%
2号認定	1,418	1,440	101.55%	1,389	1,472	105.98%
3号認定	920	936	101.74%	966	898	92.96%

(2) 要因の分析

令和3年4月1日時点における量の見込みと実績値の比較においては、各認定区分とも10%以上の乖離はなく、見直しは不要と考える。

3号認定(0~2歳児)で見ると、実績値との割合が令和2年度から約10%減少している。この要因としては、出生数や転入数の微減傾向にあることも考えられるが、出生数や転入数の減少割合を超える低下については、新型コロナウイルス感染症の影響による可能性も考えられる。

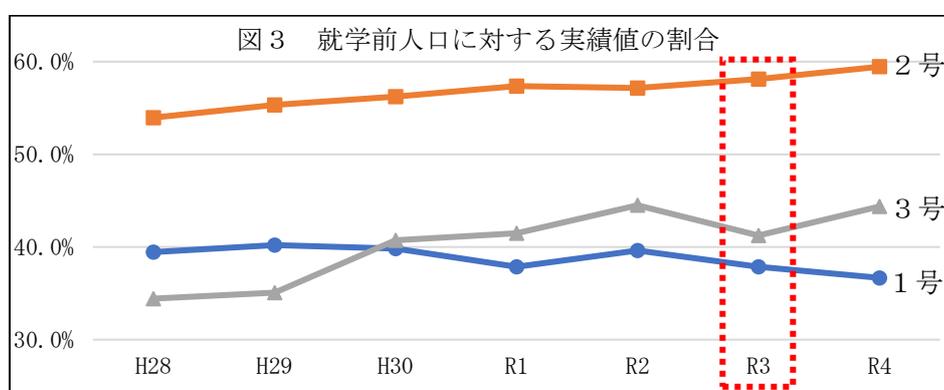


また、市内就学前人口に対する各認定区分の実績値の割合でみると、平成28年度以降の3号認定の実績割合は上昇傾向にあったが、令和3年度には一旦減少し、令和4年度には再び上昇している。

出生数等については微減傾向にあるものの、保育ニーズは高まっており、令和3年度の実績割合の減少は、全国的な新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う保護者の就労状況の変化や保育控えが影響を与えている可能性が考えられる。

※表4 市内就学前人口と実績値の推移

	区分	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
人口	1号 2号 (3~5歳)	2,550	2,557	2,528	2,493	2,534	2,532	2,528
	3号 (0~2歳)	2,155	2,179	2,138	2,213	2,227	2,177	2,078
	合計	4,705	4,736	4,666	4,706	4,761	4,709	4,606
実績値	1号	1,006	1,028	1,007	944	1,004	959	927
	2号	1,376	1,415	1,421	1,430	1,448	1,472	1,503
	3号	742	764	871	918	991	898	922
	合計	3,124	3,207	3,299	3,292	3,443	3,329	3,352



4. 中間見直しについて

就学前人口の推移は、出生数等により微減傾向にあるが、保育ニーズの高まりにより、2号及び3号を希望する割合は増えていくことが予想される。3号認定の比較においては、令和3年度に一旦減少したものの、この要因については、新型コロナウイルス感染症の影響と考えられる。

国の通知においても、「新型コロナウイルス感染症等の影響により、平常時の実績（今後の利用ニーズを含む）の想定が困難であって、令和4年度に中間見直しが必要かどうかの判断ができない場合、必ずしも当該年度に見直しを行う必要はなく、令和5年度以降に必要なに応じて実施いただきたい。」とされており、今回は中間見直しを実施せず、今後の就学前人口の推移や保育ニーズ等を注視していくこととする。

※表5 子ども・子育て支援事業計画の策定スケジュール

